

第 8 期 (令和 3 年度～令和 5 年度) の介護保険料について

第 8 期計画介護保険料の設定にあたっては、後期高齢者数の増加に伴い介護給付費等の増加が見込まれることから、本来保険料を増額する必要があります。

しかしながら、これまで増額してきた第 1 号被保険者の保険料の負担軽減を図るため、介護給付費準備基金等を保険料に充当し、第 7 期計画の月額基準額 (6,260 円) と同額とし、保険料段階及び保険料率についても据え置くこととします。

1. 設定条件

(1) 給付費等見込額

- ・第 7 期計画期間の給付実績を基本として、要介護認定者数の推計、介護サービス利用者数・実績及び、今後の介護サービス基盤整備を踏まえて推計しています。
- ・令和 3 年度介護報酬改定率は、+0.70% ですが、このうち、令和 3 年 9 月末までの間「新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価が +0.05%」であるため、改定率の 3 か年の平均として算定された +0.67% を用いて推計しています。

(R3.1.22 時点 暫定)

(単位：千円)

| 区 分 | 令和 3 年度 (2021) | 令和 4 年度 (2022) | 令和 5 年度 (2023) | 計 |
|---------|-------------------|-------------------|-------------------|------------|
| 介護給付費 | 17,958,694 | 18,529,168 | 19,085,672 | 55,573,534 |
| 地域支援事業費 | 798,841 | 806,640 | 817,521 | 2,423,002 |

(国の情報システムより推計)

(2) 第 1 号被保険者の介護給付費等の負担割合・・・23%

2. 基準額算定

給付費等見込額から第 1 号被保険者の保険料負担相当額を算出し、下記のとおり月額基準額を算定しました。

| | |
|-----------------------|---------------------------------|
| 保険料段階 | 12 段階 (現行どおり) |
| 保険料率 | 0.3～2.4 (現行どおり) |
| 介護給付費準備基金 | 3 億円取崩 (第 8 期末基金残高見込 7.2 億円) |
| 保険者機能強化推進 交付金等の見込額 | 1.5 億円 (3 か年合計) |
| 保険料予定収納率 | 99.50% |
| 第 8 期月額基準額 | 6,260 円 (第 7 期との比較 ±0 円) |

(国の情報システムより推計)

※ 参考：介護給付費準備基金を充当しない場合

| | |
|------------|----------------------------|
| 第 8 期月額基準額 | 6,412 円 (第 7 期との比較 +152 円) |
|------------|----------------------------|

出雲市 第8期保険料 (令和3年度～令和5年度) (※第7期と同じ)

| 段階 | 対象者 | 保険料率 | 月額 (円) | 年額 (円) |
|-------|--|----------|--------|---------|
| 第1段階 | ・生活保護受給者 ・住民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者 ・住民税非課税世帯で本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下 | 基準額×0.3 | 1,878 | 22,536 |
| 第2段階 | 住民税非課税世帯で、本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下 | 基準額×0.45 | 2,817 | 33,804 |
| 第3段階 | 住民税非課税世帯で、本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が120万円を超える | 基準額×0.7 | 4,382 | 52,584 |
| 第4段階 | 住民税課税世帯で、本人(非課税)の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下 | 基準額×0.9 | 5,634 | 67,608 |
| 第5段階 | 住民税課税世帯で、本人(非課税)の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円を超える | 基準額 | 6,260 | 75,120 |
| 第6段階 | 本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円未満 | 基準額×1.2 | 7,512 | 90,144 |
| 第7段階 | 本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円以上190万円未満 | 基準額×1.3 | 8,138 | 97,656 |
| 第8段階 | 本人が住民税課税で、合計所得金額が190万円以上290万円未満 | 基準額×1.5 | 9,390 | 112,680 |
| 第9段階 | 本人が住民税課税で、合計所得金額が290万円以上400万円未満 | 基準額×1.7 | 10,642 | 127,704 |
| 第10段階 | 本人が住民税課税で、合計所得金額が400万円以上640万円未満 | 基準額×1.9 | 11,894 | 142,728 |
| 第11段階 | 本人が住民税課税で、合計所得金額が640万円以上800万円未満 | 基準額×2.2 | 13,772 | 165,264 |
| 第12段階 | 本人が住民税課税で、合計所得金額が800万円以上 | 基準額×2.4 | 15,024 | 180,288 |